

〈ご注意〉

【死亡(高度障害)保険金をお支払いできない場合】
 次のような場合には、死亡(高度障害)保険金をお支払いできません。
 ※増額された場合は、増額部分についても適用されます。
 (1) 被保険者が加入後1年以内に自殺した場合。ただし、その被保険者がその加入日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします
 (2) 被保険者の故意により高度障害状態になった場合
 (3) 保険契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合、保険契約者または高度障害保険金受取人が故意に被保険者を高度障害状態にさせた場合
 (4) 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合(または高度障害状態になった場合)
 (5) 加入日(責任開始日)前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態になった場合
 (注)その傷害や疾病などについて正しく告知した場合においてもお支払いの対象外となります
 (6) 加入申込の告知の際に、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合
 (7) 加入申込の際に、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合
 (8) 加入申込の際に、保険契約者または被保険者に保険金などの不法取得目的があった場合
 (9) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金などを詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当した場合
 (10) 保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失った場合
 なお、(7)または(8)に該当した場合、保険契約または保険契約のその被保険者に対する部分は無効または取消しとなりますが、既に払い込まれた掛金は返金されません。

申込方法

- ▶ 団体定期保険加入申込書兼告知書に所定の事項を記入のうえ、各県保険医協会あてに提出してください。
 なお、担当職員がお伺いしてお申込みになるときは、その担当者に団体定期保険加入申込書兼告知書をお渡しください。
- ▶ 一旦加入されますと、お申出がない場合は自動継続となりますので、その場合は新たに団体定期保険加入申込書兼告知書を提出する必要はありません。

■ 申込締切日 令和5年10月6日(金)

■ 効力発生日 令和6年1月1日

〈東北保険医団体連合会と生命保険会社からのお知らせ〉

当該保険の運営にあたっては、東北保険医団体連合会(以下連合会)は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態など)を取り扱い、連合会が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供いたします。連合会は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続のため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用(注)し、また、連合会、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更などが発生した際にも、引き続き連合会および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。また、記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
 また、指定された死亡保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。
 (注)保健医療などの機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

東北保険医団体連合会

◎問い合わせ先

青森県保険医協会 〒030-0823 青森市橋本3-15-5 TEL (017)722-5483	宮城県保険医協会 〒980-0014 仙台市青葉区本町2-1-29 仙台北町ホンマビル4F TEL (022)265-1667
秋田県保険医協会 〒010-0001 秋田市中通2-2-21 フコク生命ビル2F TEL (018)832-1651	山形県保険医協会 〒990-0043 山形市本町2-1-2 フコク生命ビル2F TEL (023)642-2838
岩手県保険医協会 〒020-0034 盛岡市盛岡駅前通15-19 フコク生命ビル8F TEL (019)651-7341	福島県保険医協会 〒960-8252 福島市御山字中屋敷96 福島県保険医会館 TEL (024)531-1151

- 引受保険会社 **富国生命保険相互会社** 引受割合 (79.17%)「事務幹事」
- 大樹生命保険株式会社 引受割合 (10.68%)
- 太陽生命保険株式会社 引受割合 (10.15%)

- この制度は、東北保険医団体連合会が、上記引受保険会社と締結した年金払特約付こども特約付団体定期保険契約にもとづき運営します。
- 上記の引受保険会社は各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合(令和5年8月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 業務または財産の状況の変化による保険金額などの削減について
 保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額・年金額が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、保険金額・年金額が削減されることがあります。
 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。(引受保険会社各社は生命保険契約者保護機構に加入しています。)
- 生命保険会社職員・募集代理店(生命保険募集人)などには保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。引受保険会社のご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の加入日から契約上の責任を負います。
 ※所定の加入日は、当パンフレットに記載された「効力発生日」および「中途加入日」です。

東北保険医団体連合会の皆さまへ安心をおとどけします!

東北保険医団体連合会

グループ生命保険制度

(年金払特約付こども特約付団体定期保険)

— 新規加入・増額のご案内 —



【ご意向確認のお願い】

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする保険期間1年(更新により一定年齢まで継続可能)の生命保険です。
 お申込みの際には、「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」ならびに「加入勧奨用資料(パンフレット)」をご覧いただき、保障内容・保険金額・保険料(掛金)等がお申込みいただく皆さま全員のご意向に沿った内容となっているか、必ずご確認のうえお申込みください。また、これらの書類は、お申込みいただきました後も、大切に保管してください。

保険期間 令和6年1月1日 ~ 令和6年12月31日

東北保険医団体連合会

〒980-0014 仙台市青葉区本町2-1-29 仙台北町ホンマビル4階 ☎(022) 265-1667

内容は…
中面を
Check!

《月額掛金(概算)と保障額》

保険金額		死亡・高度障害保険金額							
		本 人				配 偶 者			
		6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円	200万円
15～35歳 (S63.7.2～H21.7.1)	男	5,700円	4,750円	3,800円	2,850円	1,900円	950円	475円	190円
	女	3,660	3,050	2,440	1,830	1,220	610	305	122
36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	男	7,260	6,050	4,840	3,630	2,420	1,210	605	242
	女	6,120	5,100	4,080	3,060	2,040	1,020	510	204
41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	男	9,840	8,200	6,560	4,920	3,280	1,640	820	328
	女	7,500	6,250	5,000	3,750	2,500	1,250	625	250
46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	男	14,100	11,750	9,400	7,050	4,700	2,350	1,175	470
	女	10,620	8,850	7,080	5,310	3,540	1,770	885	354
51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	男	20,520	17,100	13,680	10,260	6,840	3,420	1,710	684
	女	14,340	11,950	9,560	7,170	4,780	2,390	1,195	478
56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	男	29,640	24,700	19,760	14,820	9,880	4,940	2,470	988
	女	18,180	15,150	12,120	9,090	6,060	3,030	1,515	606
61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	男	45,360	37,800	30,240	22,680	15,120	7,560	3,780	1,512
	女	24,120	20,100	16,080	12,060	8,040	4,020	2,010	804
継続加入者のみ	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	男				22,420	11,210	5,605	2,242
	女					10,840	5,420	2,710	1,084
71歳 (S27.7.2～S28.7.1)	男					14,670	7,335	2,934	
	女					7,190	3,595	1,438	
72歳 (S26.7.2～S27.7.1)	男					16,230	8,115	3,246	
	女					8,010	4,005	1,602	
73歳 (S25.7.2～S26.7.1)	男					18,040	9,020	3,608	
	女					8,970	4,485	1,794	
74歳 (S24.7.2～S25.7.1)	男					20,140	10,070	4,028	
	女					10,030	5,015	2,006	
75歳 (S23.7.2～S24.7.1)	男					22,620	11,310	4,524	
	女					11,180	5,590	2,236	
子 ども		3～22歳 (H13.7.2～R3.7.1)						400万円	200万円
								280円	140円

【注】①上記掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切日後3カ月以内に算出し、初回にさかのぼって精算します。ただし、子どもの掛金は確定掛金です。

②上記年齢とは契約年齢を指します。契約年齢は更新日における満年齢で計算します。ただし、1年未満の端数月については、6カ月以下のものについては切り捨てますが、6カ月を超えるものについては切り上げます。

③配偶者・子どものみの加入はできません。本人とあわせてご加入ください。本人が死亡(高度障害状態)・脱退した場合、配偶者・子どもも同時脱退となります。

④継続加入の場合は満65歳6カ月を超え満75歳6カ月までで、この場合は配偶者につきましても同様となり2,000万円までとなります。(満70歳6カ月を超えた方は、配偶者とも1,000万円までです。)(契約年齢の計算基準日は令和6年1月1日となります)

⑤子どもを加入させる場合、加入資格のある子ども全員に加入していただきます。

⑥配偶者・子どもの保険金額は、本人の保険金額を超えることはできません。

《この制度の内容》

●加入資格	東北保険医団体連合会会員およびその配偶者で満65歳6カ月までの方(継続加入は満75歳6カ月まで)。ご本人が扶養している子ども(健康保険法に定める被扶養者のうち、子に関する規定を準用する)で満2歳6カ月超22歳6カ月までの方。一旦加入されれば、以後の更新時にたとえ病氣中であっても前年と同額以下で継続できます。ただし、年齢別加入限度額の範囲内とします。年齢の計算基準日は令和6年1月1日とします。 ※健康状態によっては、新規加入・増額ができないことがあります。 ※なお、連合会を脱退した場合は、加入資格を失うため、退会と同時に本制度からの脱退手続きが必要です。
●保険金のお支払い	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に死亡保険金受取人(被保険者の定められた方)にお支払いします。高度障害保険金は加入日以後の傷害または疾病により、保険期間中に高度障害状態(注)のいずれかに該当した場合に被保険者にお支払いします。 ※死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であればお申出により変更することができます。 ※この保険では、遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
●年金のお取扱い	死亡・高度障害保険金の全部または一部を受取人の申出により年金として受け取ることができます。なお一定額以下の場合はお取扱いできません。 (年金の種類) ①10年確定年金 ②15年確定年金 (年金の型) 定額型 (年金受取人) 保険金の受取人です。年金支払開始後の受取人の変更はできません。年金支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人に支払います。 (年金支払開始日) 年金は年払とし、第1回目の年金支払日は、年金基金設定時にその日から5年以内の日を定めます。また、第2回目以降の年金支払日は、年1回年金支払開始日の毎年の応当日とします。 (年金一括支払い) 年金支払期間中、ご希望により残存支払期間の未払年金現価を一時金で受け取ることができます。 (変更の取扱い) 年金基金設定後、給付に関する変更は年金支払開始日前に限りです。
●保険期間	1年間(令和6年1月1日～令和6年12月31日)で毎年自動的に更新して継続します。中途加入の方は、中途加入日から令和6年12月31日までで以後毎年自動的に更新して継続します。
●税務上のお取扱い	○掛金から配当金(配当金がある場合)を差し引いた金額が生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税の負担が軽減されます。(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2) ○本人(主たる被保険者)の死亡保険金は、死亡保険金受取人が本人(主たる被保険者)の法定相続人の場合、他の生命保険と合算した金額について相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。(相続税法第12条第1項第5号) ○配偶者・子どもの死亡保険金は、死亡保険金受取人が本人(主たる被保険者)の場合、一時所得として所得税の課税対象となり、死亡保険金受取人が本人(主たる被保険者)以外の場合、贈与税の課税対象となります。(所得税法第34条、相続税法第5条) ○被保険者が受け取る高度障害保険金は、全額非課税となります。(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21) ※個別のお取扱いについては、所轄の税務署などにご確認ください。 ※上記のお取扱いは、令和5年8月1日現在の税制によるもので、今後変更となる可能性があります。
●配当金	この保険は1年ごとに収支決算を行い、剰余金が生じたときは配当金としてお支払いする仕組みになっています。
●掛金のお払込み	加入者の負担で、月払です。掛金は、預金口座から自動的に毎月所定の振替日に振り替え、生命保険会社に振り込まれます。初回に振替えできなかった場合は効力が発生しません。また、2回目以降の振替えできなかった場合については翌月の振替日に2カ月分の保険料を振り替える手配をし、その結果振替えできなかった場合は1回目の振替月の末日に自動脱退となります。初回振替月は、令和5年12月からです。取扱金融機関が各県により異なりますので、協会または担当生命保険会社へお問合わせください。
●加入・脱退のお取扱い	加入・脱退はいつでも可能です。
●告知義務について	新規加入・増額のお申込みの際、加入申込書兼告知書に記載された事項について告知してください。その告知内容が事実と違った場合には「告知義務違反」として、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)《対象となる高度障害状態とは、次の1～8のいずれかに該当した場合をいいます》

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの